

府民公募型安心・安全整備事業(府民提案型)技術審査一覧【山城地域】《山城南土木事務所》

山南 整理 番号	受付 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等(第1段階チェック)		技術審査(第2段階チェック)結果					技術審査 結果	審査委員会 意見等	備考			
		種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
									公共事業としての 必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等と の整合性	関係法令、構造 基準等との適 合性	早期対応の必 要性				他の管理者等 との調整の難 易		
1	99	道路	府道奈良加茂線	木津川市加茂町里東里	府道奈良加茂線(木津川市加茂町里東里)について通学路であるが道路幅員狭小のため、側溝蓋を設置し歩行空間を確保	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ②	技術審査の とおり	官民境界の確定が必要 施工可能な箇所から順次施工 隣接地権者の合意が得られない場合は、実施できない ことがあります
2	98	道路	府道奈良加茂線	木津川市加茂町里東大間田	府道奈良加茂線(木津川市加茂町里東大間田)について通学路であるが道路幅員狭小であり歩道設置	あり	×	④大規模な工事									実施しない	技術審査の とおり	歩道設置は大規模工事となるため ただし、歩行空間の確保を目的とした緊急対策工事を 実施しております
3	66	道路	府道木津横田線	木津川市市坂高座	府道木津横田線(木津川市市坂高座)について、通学路となるが、歩道が無く、道路の側溝に蓋掛けをし、歩行空間を確保	不明	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ①	技術審査の とおり	
4	87	道路	府道笠置山添線	笠置町笠置	府道笠置山添線(笠置町笠置)について、道路が狭い上急カーブであり危険であるため、カーブの内側に道路を拡幅	あり	○		×	×	×	×	×	×	×	×	実施しない	技術審査の とおり	曲線半径6mでほぼ反転するような線形であり、内側に 拡幅しても曲線半径が大きくなることもなく、高低差が ある関係から走行安全上より危険となる恐れがあるため
5	96	道路	府道奈良笠置線	笠置町笠置和田前	府道奈良笠置線(笠置町笠置和田前)について通学路であるが道路幅員狭小なため、側溝の蓋掛け	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ②	技術審査の とおり	用水及び隣接の地権者との調整が必要 用水管理者及び隣接地権者の合意が得られない場合は、 実施できないことがあります
6	28	道路	府道笠置公園線	笠置町笠置	府道笠置公園線(笠置町笠置)において道路が狭く、脱輪、転落事故等増え、安全のため道路拡幅	あり	×	④大規模な工事									実施しない	技術審査の とおり	急峻な地形であり、大型構造物を要する等大規模な工事 となるため (当該箇所は自然公園並びに史跡名勝に指定されて おり、土地改変には文化庁等の許可を要するなど調整 等にも長期間を要します)
7	89	建設その他	南笠置急傾斜地	笠置町笠置奥田	南笠置急傾斜地(笠置町笠置奥田)における法面保護法枠内の土砂が流出、空洞化しており、安全のため土砂充填	なし	×	⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事									他事業で 実施	技術審査の とおり	法枠への悪影響を考慮し、早急に対策する必要がある ため、急傾斜地崩壊防止施設等維持修繕工事等により、 空洞部分に植生土のうを詰める
8	126	道路	府道枚方山城線	精華町北稲八間寺垣外	府道枚方山城線(精華町北稲八間寺垣外)について通学路であるが道路幅員狭小であり歩道設置	あり	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ①	技術審査の とおり	
9	13	道路	府道生駒精華線	精華町東畑芳谷	府道生駒精華線(精華町東畑芳谷)について通学路であるが道路幅が狭いため、道路沿いの水路に蓋掛けし歩行空間を確保	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ②	技術審査の とおり	河川管理者及び隣接の地権者との調整が必要 河川管理者及び隣接地権者の合意が得られない場合は、 実施できないことがあります
10	19	道路	府道生駒精華線	精華町東畑芳谷	府道生駒精華線(精華町東畑芳谷)について通学路の確保のため、道路横の水路上に、張り出し歩道を設置	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ②	技術審査の とおり	河川管理者及び隣接の地権者との調整が必要 河川管理者及び隣接地権者の合意が得られない場合は、 実施できないことがあります

◆【第1段階チェック:対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック:技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない

府民公募型安心・安全整備事業(府民提案型)技術審査一覧【山城地域】《山城南土木事務所》

山南 整理 番号	受付 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等(第1段階チェック)		技術審査(第2段階チェック)結果						技術審査 結果	審査委員会 意見等	備考		
		種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性						
									公共事業としての 必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等と の整合性	関係法令、構造 基準等との適 合性	早期対応の必 要性	他の管理者等 との調整の難 易					
11	72	道路	国道163号	南山城村北大河原押原	国道163号(南山城村北大河原押原)の舗装が沈下、割れており走行の安全性を確保するため舗装修繕	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ①	技術審査の とおり	
12	75	道路	国道163号	南山城村北大河原久保	国道163号(南山城村北大河原久保)の舗装が沈下、割れており、振動が起らないよう舗装の抜本的な改良	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ②	技術審査の とおり	
13	97	道路	府道月ヶ瀬今山線	南山城村田山北又	府道月ヶ瀬今山線(南山城村田山北又)について通学路であるが、道路幅員狭小のため、道路沿い水路に蓋掛けし歩行空間を確保	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施すべき ②	技術審査の とおり	水路管理者及び隣接地権者との調整が必要 水路管理者及び隣接地権者の合意が得られない場合は、実施できないことがあります
14	81	道路	府道月ヶ瀬今山線	南山城村田山柳ヶ谷	府道月ヶ瀬今山線(南山城村田山柳ヶ谷)における幅員狭小部の道路拡幅	あり	×	④大規模な工事									実施しない	技術審査の とおり	大規模な工事のため (また、公園等が混乱しており整理に長期間を要します)
15	82	道路	府道月ヶ瀬今山線	南山城村田山宮の前	府道月ヶ瀬今山線(南山城村田山宮の前)における幅員狭小、見通しの悪い区間の道路拡幅	あり	×	④大規模な工事									実施しない	技術審査の とおり	物件移転を伴う大規模な工事のため
16	79	河川・砂防	山城谷川	南山城村北大河原北垣内	山城谷川(南山城村北大河原北垣内)の浚渫	なし	○		○	○	○	○	×	○			実施しない	技術審査の とおり	土砂の堆積厚は20~30cm程度であり、河川断面に比べて微少です。草等が繁茂しているものの流下阻害となる性質のものではなく、洪水を誘発するものではないため、対策の必要はありません ただし、河川内の雑草については、河川管理上、護岸等の点検のため、河川環境整備事業等により除草を実施します
17	78	河川・砂防	渋久川	南山城村北大河原渋久	渋久川(南山城村北大河原渋久)の浚渫	なし	○		○	○	○	○	×	○			実施しない	技術審査の とおり	土砂の堆積厚は20~30cm程度であり、河川断面に比べて微少です。草等が繁茂しているものの流下阻害となる性質のものではなく、洪水を誘発するものではないため、対策の必要はありません ただし、河川内の雑草については、河川管理上、護岸等の点検のため、河川環境整備事業等により除草を実施します
18	119	道路	府道八幡木津線	精華町下泊下新庄	府道八幡木津線(精華町下泊下新庄)の横断歩道箇所に点字ブロックが整備されておらず、点字ブロックの設置、自発光式ポラードの併設	なし	○		○	○	○	○	○	○	○	○	点字ブロックの設置について実施すべき①	技術審査の とおり	点字ブロックを設置する 道路照明により照度が確保されているため、自発光式道路付属施設は設置しない
19	123	道路	府道八幡木津線	精華町南福八妻北尻	府道八幡木津線(精華町南福八妻北尻)精華町役場前の既存点字ブロックを視認性の良いものに、既存ポラードを自発光式へ変更。安全性向上のため点字ブロック、ポラードの追加設置	なし	○		○	×	×	×	×	○			実施しない	技術審査の とおり	道路照明により照度が確保されているため、自発光式道路付属施設は設置しない
20	125	道路	府道天理加茂木津線	木津川市加茂町駅西1丁目~加茂町里南古田	府道天理加茂木津線(木津川市加茂町駅西1丁目~加茂町里南古田)に自発光式道路付属施設(ポラード、点字ブロック)の設置	なし	○		○	×	×	×	×	○			実施しない	技術審査の とおり	道路照明により照度が確保されているため、自発光式道路付属施設は設置しない

◆【第1段階チェック:対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック:技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない

府民公募型安心・安全整備事業(府民提案型)技術審査一覧【山城地域】《山城南土木事務所》

山南 整理 番号	受付 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等(第1段階チェック)		技術審査(第2段階チェック)結果					技術審査 結果	審査委員会 意見等	備考	
		種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
									公共事業としての 必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等と の整合性	関係法令、構造 基準等との適 合性	早期対応の必 要性				他の管理者等 との調整の難 易
21	117	道路	府道けいはんな記念公園木津線他	木津川市木津川台1丁目	府道けいはんな記念公園木津線他(木津川市木津川台1丁目)に点字ブロックがなく、既存ポラードは夜間視認しにくいいため、自発光式道路付属施設(ポラード、点字ブロック)の設置	なし	○		○	○	○	○	○	○	点字ブロックの設置について実施すべき①	技術審査のとおり	道路照明により照度が確保されているため、自発光式道路付属施設は設置しない ただし、交差点で点字ブロックのない箇所は点字ブロックを設置する

◆【第1段階チェック:対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック:技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

◆【技術審査結果】

- ・実施する①…緊急性大
- ・実施する②…緊急性中
- ・実施する③…緊急性小
- ・他事業で実施
- ・実施しない